

日EU・EPA(GI分野)の概要

平成29年12月

農林水産省食料産業局

本年7月の大枠合意を受け、EUのGI産品について7月11日から3ヶ月間の公示を実施。公示期間中に提出された異議申し立てを踏まえ、EU側と必要な調整を実施。

その後、11月17日と30日に学識経験者委員会の意見を聴取し、当該意見を踏まえ、EU側と最終的な調整を行い、以下のような協定内容(別紙1参照)で合意した。

1 より高いレベルでの地理的表示の保護

EU側GI 71 産品(別紙2参照)、日本側GI 48 産品(別紙3参照)について、以下のように相互に高いレベルでの保護を行う。

(1)高いレベルでの地理的表示の保護

産品への表示だけでなく、広告・インターネット等のサービスの名称使用についても、以下のような場合は、GI侵害として、地理的表示の使用が禁止される。

- ① 消費者に真正の地理的表示産品と誤認させるような名称の使用
- ② 明細書(産地・品質基準・生産方法等を示す文書)に沿わない産品については、
 - ア) 真正の産地を記載している場合
 - イ) 翻訳、音訳である場合
 - ウ) ～種、～タイプ、～スタイル等の表現を伴う場合であっても、GI侵害とする。

(2)先使用の制限

地理的表示の保護の前から使用されていた、同一・類似名称(先使用)について、日EU・EPA発効後、7年間の経過期間を経た後は、地理的表示の使用を禁止する。

この合意を踏まえ、日本のGI登録産品も含めた我が国における地理的表示の保護を強化することとし、日EU EPAの担保法案として、以下の内容を含む地理的表示法の改正の検討を進める。

- ① 地理的表示の保護の対象を拡大し、物への直接表示だけでなく、広告等のサービスの使用も含むこととする
- ② 先使用の期間を7年に制限

2 保護される地理的表示について

日本の市場の流通実態や意見書の内容を踏まえ、現行の地理的表示法に基づき、下記の取扱いとする。

- ① 複合語のGIの一部が普通名称と認識されているものについて、当該部分には地理的表示の保護は及ばない

例：カマンベール、ブリー、エメンタール、モッツアレラ、プロヴォローネ、チェダー、エダム、ゴーダ

- ② 複合語を構成する一部の単語について類似名称ではないため地理的表示として保護しないことを確認したもの

例：グラナ、ペコリーノ・ロマーノ、ニルンベルガー・ブラートブルスト／ローストブラートブルスト、モルタデッラ・ボローニャ

- ③ ハードチーズの「パルメザン」については、日本の流通実態を踏まえ、実質的に別のチーズと認識されており、地理的表示の保護の対象外

- ④ 品種名称として同一名称が使用されている産品については、品種としての名称使用は地理的表示の保護の対象外

例：ヴァレンシア・オレンジ、カラマタ、ロシヤ

日EU・EPA（GI分野）協定条文の概略（参考）

1. GIの相互保護

別表リストの相手国のGI製品について、公示手続及び審査を経た上で、協定発効の日から自国のGIとして保護する。

2. 保護のレベル

以下のような場合は、GI侵害として、全ての地理的表示の使用が禁止される

- I. 当該製品名称の使用が、GI製品の産地と誤認を与える場合
- II. GIの明細書（品質基準、生産方法等を示す文書）に沿わない製品については
 - ① 真正の産地を記載している場合
 - ② 翻訳、音訳である場合
 - ③ ～種、～タイプ、～スタイル等の表現を伴う場合であつてもGIの侵害とみなす

3. GI保護の拒絶要因

少なくとも、以下の場合には、GIとして保護することが求められない

- ① 植物品種や動物の血統名である場合
- ② 一般名称の場合

4. 商標との関係

協定発効後、保護されているGIと同一・類似名称の商標出願があつた場合、当該商標が、GI製品の品質に誤認を与える場合、当該商標出願は拒絶される

5. 例外

- I. 農産物の先使用
GIとして保護する農産物の地理的表示について、商品又はサービス分野での類似品への地理的表示の使用について、協定による保護の開始後7年間は使用することができる
(相手国で生産される品目について、相手国のGI法令に反するものである場合は、I.の特例は適用されない。)
- II. EU産GIチーズ製品の取扱い
EU生産地域内で加工すると定められたチーズ製品について、日本国内でカット等行う場合には7年間はEUの明細書に示されたルールは適用されない。(協定発効後3年以内にレビューを実施し、7年の調整期間終了までに解決策を導く。)

6. 製品の追加

1.と同様、相手国からの製品追加の要請を受け、公示手続及び審査を経た上で自国のGI製品として保護する。追加等のためのリスト改正は交換公文で行われ、国会の承認を要しない。

指定対象となるEU産品（71産品）の扱い

区分	GI産品	備考
乳製品 (27)	<p>【ベルギー】（1） ブル・ダルデンヌ（バター）</p> <p>【デンマーク】（1） ダナブル</p> <p>【フランス】（6） カマンベール・ド・ノルマンディ、コンテ、 ブリー・ド・モー、ロックフォール、 エメンタール・ド・サヴォワ、ルプロション/ ルブ ロション・ド・サヴォワ</p> <p>【ギリシャ】（1） フェタ</p> <p>【イタリア】（10） パルミジャーノ・レッジャーノ★、 ゴルゴンゾーラ、アジアーゴ、フォンティーナ、 モッツアレッタ・ディ・ブファラー・カンパーナ、 グラナ・パダーノ、ペコリーノ・ロマーノ、 ペコリーノ・トスカーノ、 プロヴォローネ・ヴァルパダーナ、タレッジヨ</p> <p>【オランダ】（2） ゴード・ホラント、エダム・ホラント</p> <p>【ポルトガル】（1） ケイジョ・サン・ジョルジュ</p> <p>【スペイン】（3） イディアサバル、マオン・メノルカ、 ケソ・マンチェゴ</p> <p>【イギリス】（2） ウェスト・カントリー・ファームハウス・チェダー チーズ、ブルー/ホワイト・スティルトン・チーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下線部の名称を単体 で使用することは、真 正品との誤認混同を生 じない限り問題ない。 ・ 網掛けのチーズにつ いては、国内での消費 目的であれば、協定発 効後7年間は、国内で カット・包装等を行う ことが可能。 協定発効後3年を超 えない範囲でレビュー を行い、明細書の修正 を含めた検討を行う。 ★ ハードチーズの名称 として「パルメザン」 という単体名称を使用 することは、「パルミ ジャーノ・レッジャー ノ」と誤認させる名称 の使用法でない限り 問題ない。

区分	GI 産品	備考
肉製品 (14)	<p>【オーストリア】 (1) ティローラー・シュベック</p> <p>【ベルギー】 (1) ジャンボン・ダルデンヌ</p> <p>【フランス】 (2) カナール・ア・フォアグラ・ド・スウドウエスト(シヤロス、ガスコーニュ、ジェルス、ランド、ペリゴール、ケルシー)、 ジャンボン・ド・バイヨンヌ</p> <p>【ドイツ】 (1) <u>ニュルンベルガー・ブラートブルスト</u>/<u>ニュルンベルガー・ローストブラートブルスト</u></p> <p>【ハンガリー】 (1) セゲディ・サラーム/セゲディ・テーリサラーム</p> <p>【イタリア】 (5) <u>モルタデッラ・ボローニャ</u>、 プロシュット・ディ・サン・ダニエレ、 プロシュット・トスカーノ、ザンポーネ・モデナ、 プレザオラ・デッラ・ヴァルテッリーナ</p> <p>【スペイン】 (3) ハブーゴ、ハモン・デ・テルエル/パレタ・デ・テルエル、ギフエロ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>下線部</u>の名称を単体で使用することは、真正品との誤認混同を生じない限り問題ない。
野菜・ 果実 (6)	<p>【オーストリア】 シュタイリッシャー・クレン (西洋ワサビ)</p> <p>【フランス】 プルノー・ダジャン/プルノー・ダジャン・ミキューイ (ドライプルーン)</p> <p>【ギリシャ】 エリヤ・<u>カラマタス</u> (食卓オリーブ)</p> <p>【イタリア】 メーラ・アルト・アディジェ/スティロール・アップフェル (リンゴ)</p> <p>【ポルトガル】 ペラ・<u>ロッシヤ</u>・ド・オエステ (西洋ナシ)</p> <p>【スペイン】 シトリコス・<u>バレンシアノス</u>/シトリックス・<u>バレンシアンス</u> (柑橘)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>下線部</u>の名称を品種名として使用することは、真正品との誤認混同を生じない限り問題ない。

区分	GI 産品	備考
水産物 (2)	【フランス】 ウィートウル・マレンヌ・オレロン（牡蠣） 【イギリス】 スコティッシュ・ファームド・サーモン（鮭）	
食用 油脂 (10)	【オーストリア】（1） シュタイリッシェス・キュルビスケルネール （パンプキンオイル） 【ギリシャ】（1） シティア・ラシティウ・クリティス 【スペイン】（8） アセイテ・デル・バホ・アラゴン、アンテケラ、 バエナ、プリエゴ・デ・コルドバ、 シエラ・デ・カルソラ、シエラ・デ・セグラ、 シエラ・マヒナ、シウラナ	
果実酢 (2)	【イタリア】 アチエート・バルサミコ・ディ・モデナ、 アチエート・バルサミコ・トラディツィオナーレ・ ディ・モデナ	
菓子類 (5)	【キプロス】（1） ルクミ・イエロスキプ（ゼリー） 【ドイツ】（2） リュベッカー・マジパン（洋菓子）、 ニュルンベルガー・レープクーヘン（焼菓子） 【スペイン】（2） ヒホーナ（ヌガー）、 トゥロン・デ・アリカンテ（ヌガー）	
その他 (5)	【チェコ】 ジャテツキー・フメル（ホップ） 【フランス】 ウィール・エサンシエル・ド・ラヴァンド・ド・ オート・プロヴァンス/エサンス・ド・ラヴァンド・ ド・オート・プロヴァンス（精油） 【ドイツ】 ホップヘン・アウス・デア・ハラータウ（ホップ） 【ギリシャ】 マスティハ・ヒウ（天然ガム） 【スペイン】 アサフラン・デ・ラ・マンチャ（サフラン）	

E Uで保護の対象となる日本の産品 (48 産品)

産品名 (生産地は県名まで記載)	登録日
あおりカシス (青森県)	平成 27 年 12 月 22 日
但馬牛 (兵庫県)	平成 27 年 12 月 22 日
神戸ビーフ (兵庫県)	平成 27 年 12 月 22 日
夕張メロン (北海道)	平成 27 年 12 月 22 日
八女伝統本玉露 (福岡県)	平成 27 年 12 月 22 日
鹿児島壺造り黒酢 (鹿児島県)	平成 27 年 12 月 22 日
くまもと県産い草 (熊本県)	平成 28 年 2 月 2 日
鳥取砂丘らっきょう/ふくべ砂丘らっきょう (鳥取県)	平成 28 年 3 月 10 日
三輪素麺 (奈良県)	平成 28 年 3 月 29 日
市田柿 (長野県)	平成 28 年 7 月 12 日
加賀丸いも (石川県)	平成 28 年 9 月 7 日
三島馬鈴薯 (静岡県)	平成 28 年 10 月 12 日
下関ふく (山口県等)	平成 28 年 10 月 12 日
能登志賀ころ柿 (石川県)	平成 28 年 10 月 12 日
十勝川西長いも (北海道)	平成 28 年 10 月 12 日
十三湖産大和しじみ (青森県)	平成 28 年 12 月 7 日
連島ごぼう (岡山県)	平成 28 年 12 月 7 日
特産松阪牛 (三重県)	平成 29 年 3 月 3 日
米沢牛 (山形県)	平成 29 年 3 月 3 日
西尾の抹茶 (愛知県)	平成 29 年 3 月 3 日

前沢牛（岩手県）	平成 29 年3月3日
くろさき茶豆（新潟県）	平成 29 年4月 21 日
東根さくらんぼ（山形県）	平成 29 年4月 21 日
みやぎサーモン（宮城県）	平成 29 年5月 26 日
大館とんぶり（秋田県）	平成 29 年5月 26 日
大分かぼす（大分県）	平成 29 年5月 26 日
すんき（長野県）	平成 29 年5月 26 日
田子の浦しらす（静岡県）	平成 29 年6月 23 日
万願寺甘とう（京都府）	平成 29 年6月 23 日
飯沼栗（茨城県）	平成 29 年6月 23 日
紀州金山寺味噌（和歌山県）	平成 29 年8月 10 日
美東ごぼう（山口県）	平成 29 年9月 15 日
木頭ゆず（徳島県）	平成 29 年9月 15 日
上庄さといも（福井県）	平成 29 年 11 月 10 日
琉球もろみ酢（沖縄県）	平成 29 年 11 月 10 日
若狭小浜小鯛ささ漬（福井県）	平成 29 年 11 月 10 日
桜島小みかん（鹿児島県）	平成 29 年 11 月 10 日
岩手野田村荒海ホタテ（岩手県）	平成 29 年 11 月 10 日
奥飛騨山之村寒干し大根（岐阜県）	平成 29 年 11 月 10 日
八丁味噌（愛知県）	平成 29 年 12 月 15 日
堂上蜂屋柿（岐阜県）	平成 29 年 12 月 15 日
小川原湖産大和しじみ（青森県）	平成 29 年 12 月 15 日
入善ジャンボ西瓜（富山県）	平成 29 年 12 月 15 日

香川小原紅早生みかん（香川県）	平成 29 年 12 月 15 日
宮崎牛（宮崎県）	平成 29 年 12 月 15 日
近江牛（滋賀県）	平成 29 年 12 月 15 日
辺塚だいたい（鹿児島県）	平成 29 年 12 月 15 日
鹿児島黒牛（鹿児島県）	平成 29 年 12 月 15 日